2026年11月11日

各　位

会 社 名　　株式会社　キ　ン　グ
代表者名　　代表取締役社長　　木 原 伸 一
（コード番号 8118 東証ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ）
問い合わせ先　常務執行役員管理統轄 田 中 嘉 典
（TEL 03-5434-7282）

# 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

| | |
|---|---|
| （１）処分期日 | 2026年12月1日 |
| （２）処分する株式の種類および数 | 普通株式401,000株 |
| （３）処分価額 | １株につき1,148円 |
| （４）処分総額 | 460,348,000円 |
| （５）処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（株式付与ＥＳＯＰ信託口） |
| （６）その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

２．処分の目的および理由

当社は、従業員のエンゲージメント向上および当社グループの中長期的な企業価値向上の実現を目的として、当社および一部の当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象とした株式付与ＥＳＯＰ信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

ＥＳＯＰ信託の概要については、2026年11月11日付で公表いたしました「株式付与ＥＳＯＰ信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。本自己株式処分は、ＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ＥＳＯＰ信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれ

る株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 24,771,561 株に対し 1.62％（小数点第３位を四捨五入、2026 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 159,584 個に対する割合 2.51％）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前々営業日（2026 年 11 月 9 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 1,148 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、取締役会決議日の前々営業日の終値としたのは、取締役会決議日の前営業日には売買取引がなかったことによるものです。

上記処分価額につきましては、監査役全員（3 名にて構成。うち 2 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25％未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上